

基礎からわかる

インボイス

インボイス制度
ってなに？

登録しないと
どうなる？



はじめに

「インボイス」という言葉を聞いたことがありますか？

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートすることがすでに決まっています。

インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などを書くことになります（登録申請は令和3年10月1日から受付が始まります）。

この「登録番号」が書かれた請求書や領収書こそが「インボイス（適格請求書等）」です。「インボイス」は、「このインボイスを発行した事業者は正しく登録されている事業者ですよ」、「この取引で預かった消費税は〇〇円ですよ」という情報を、売り手から買い手に正しく伝える役割を担っています。

そして、このインボイス制度で最も大きなポイントとなるのが、「登録できるのは課税事業者のみ」、「登録をした事業者は必ず消費税の申告をしなければならない」ということです。

では、課税事業者ではない小規模な法人や個人事業者は、インボイス制度の開始にあたって、どうすればよいのでしょうか？ 小規模な法人や個人事業者との取引が多い事業者への影響はどうでしょうか？

この冊子では、インボイス制度の仕組みや事業者が対応すべき手続きのうち基礎的な内容に絞って、イラストや図を多く用いて解説しました。

この冊子が、インボイス制度への準備の一助となれば幸いです。

も く じ

PART ① インボイスってなに？ 4

- 1 これがインボイスだ！ 4
- 2 これまでの請求書との違いはココ！ 6
- 3 インボイスの役割 8
- 4 インボイスでなければ仕入税額控除できない 10

PART ② インボイスの登録制度について知ろう 12

- 1 インボイス発行事業者の登録制度 12
- 2 登録手続きについて教えて 14
- 3 課税事業者しか登録できないのはなぜ？ 18

PART ③ 免税事業者とインボイス制度 20

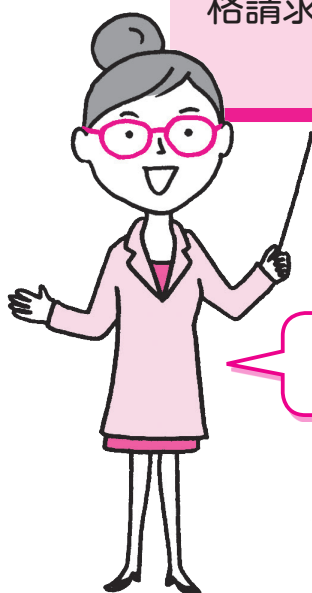
- 1 免税事業者が課税事業者になるためのポイント①
～納める消費税の額はどれくらい？～ 20
- 2 免税事業者が課税事業者になるためのポイント②
～お客さんからインボイスを求められる？～ 22
- 3 インボイス発行事業者に登録していない事業者からの
仕入れについての経過措置 24
- 4 免税事業者がインボイス発行事業者になるときの期間限定の特例とは？ 26
- 5 免税事業者がインボイス発行事業者に登録するための手順 28

PART ④ 「インボイス制度」質問コーナー 30

※ 本冊子の内容は、令和3年6月1日現在の法令等によります。
また、本冊子で使用する「消費税」という用語は、消費税及び地方消費税を含みます。

インボイスとは？

令和5年10月1日から、消費税のルールが新しくなります。そのルールで、税務署のインボイス発行事業者登録簿に登録された事業者だけが発行できる請求書や領収書などのことを「インボイス」と呼んでいます。インボイスの正式名称は「適格請求書等（※）」です。

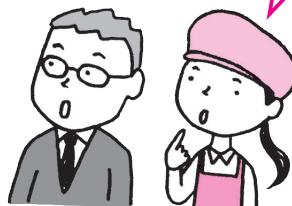


テキカ先生

※ 「等」には、請求書のほか、納品書、領収書、レシートなども含まれています。

私と一緒に、インボイス制度について学んでいきましょう！

登録はいつから、
どのようにするの
かな？



免税事業者はどうすれば
いいのかしら？

インボイスってなに？

1 これがインボイスだ！

令和5年10月からスタートするインボイス制度。
まずは“インボイス”がどのようなものか、見てみましょう！

インボイスを見てみよう

請求書

〇〇総合食品(株)

登録番号 T123456...

ビストロ△△御中

11月分 129,800円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	割り箸	2,000円
⋮	⋮	
合計	120,000円	消費税 9,800円
8%対象	110,000円	消費税 8,800円
10%対象	10,000円	消費税 1,000円

* 軽減税率対象品目

(注) 国税庁の公表資料をもとに作成。

● インボイスに記載が必要なこと ●

① インボイスの発行事業者の名前

基本となる「インボイスの発行事業者の名前」を書きます。正式な会社名や個人事業者の本名のほか、屋号や省略した名称でも構いません。

② 登録番号

「登録番号」はインボイス制度で新たに設けられたもので、税務署長から通知されます。

▶ くわしくは、7ページをご覧ください。

③ 取引の年月日

品物を納品した日やサービスを提供した日を書きます。

④ 取引の内容

商品名やサービスの内容を書きます。「品代」のような書き方は、「消費税がかかる取引かどうか」や「適用税率」がわからないので、望ましくありません。

⑤ 飲食料品や定期購読の新聞など軽減税率8%の売上である場合にはその旨

「軽減税率8%の売上」であることがわかるように書きます。見本のように、軽減税率8%の対象となる商品に「*」などの記号をつけて、欄外に「*軽減税率対象品目」と注書きする方法も認められます。

⑥ 税率ごとに区分して合計した税抜金額または税込金額と適用税率

「軽減税率が適用される取引」「標準税率が適用される取引」に分けて合計額を計算します（見本では税抜金額を記載）。

⑦ 税率ごとに区分した消費税額

⑥で書いた「税率ごとに区分して合計した税抜金額または税込金額」をもとにして計算します。

⑧ 取引の相手方の名前

「取引の相手方の名前」とは、いわゆる宛名です。相手を特定できれば、正式な氏名や会社名ではなく、略称や屋号でも構いません。



インボイスの様式は決められているの？

インボイスには法令などで決められた様式がありません。
くわしくは 11 ページをご覧ください。



2 これまでの請求書との違いはココ！



今使っている請求書とインボイスは、どこが違うのでしょうか？
また、「登録番号」とはどのようなものかを見てみましょう。

今までの請求書
(区分記載請求書)

請 求 書		〇〇総合食品株式会社
ビストロ△△御中		
11月分	129,800円	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	割り箸	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		129,800円
8%対象		118,800円
10%対象		11,000円
* 軽減税率対象品目		

インボイス
(適格請求書)

請 求 書			〇〇総合食品株式会社
ビストロ△△御中			登録番号 T123456...
11月分	129,800円	××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	割り箸	2,000円	
⋮	⋮	⋮	
合計		120,000円	消費税 9,800円
8%対象		110,000円	消費税 8,800円
10%対象		10,000円	消費税 1,000円
* 軽減税率対象品目			

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等(インボイス)保存方式



令和元年10月1日



インボイスは

令和5年10月1日スタート

これまでの請求書や領収書との違いは？

大きな違いは2つ。1つ目は登録番号があること、もう1つは金額の書き方です。



登録ってなに？

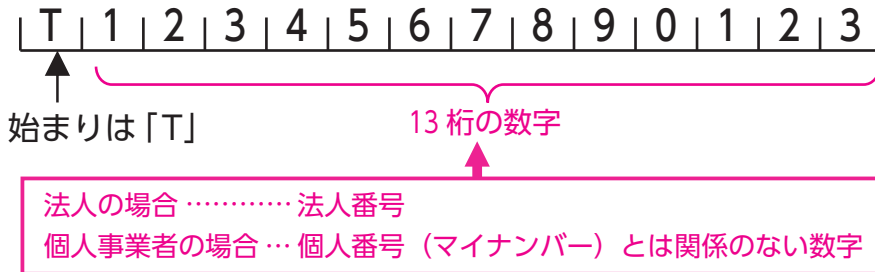
インボイス制度における「登録」とは、事業者の申請によって、税務署のインボイス発行事業者(正式名称は「適格請求書発行事業者」)の登録簿に登録されることをいいます。



違いその① 登録番号を書く

インボイス発行事業者登録簿に登録された事業者には、税務署長から「登録番号」が通知されます。

ここで登録番号の構成を確認しておきましょう。



違いその② 金額の書き方

令和5年9月30日までの請求書（区分記載請求書といいます）では、税率ごとに合計した税込金額を書きます。インボイスでは、税率ごとに合計した税込金額または税抜金額のどちらかと、それぞれの適用税率、税率ごとの消費税額を書きます。

インボイスを受け取った人が書き加えてはいけない

これまでの請求書との違いで、もう1つ、大切なポイントがあります。

今の制度では、受け取った請求書や領収書に「軽減税率の対象である旨」が書かれていなかった場合、受け取った側が書き加えておけばよかったのですが、インボイス制度では、必ずインボイス発行事業者（請求書や領収書を発行した側）が修正しなければなりません。



今使っている請求書からインボイスへ切り替えるのは、令和5年10月1日からです。

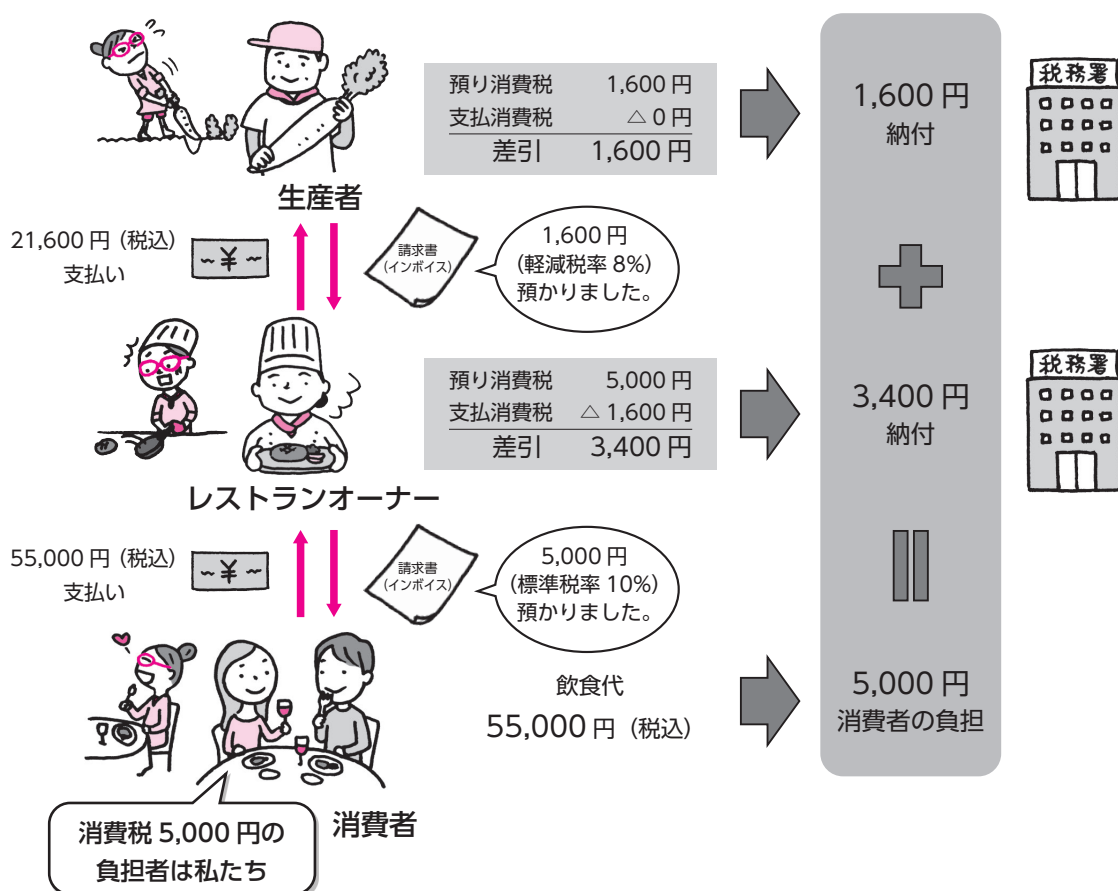
3 インボイスの役割



なぜインボイスが必要なのでしょう。
それを知るために、まずは消費税の納税の仕組みについて復習
しましょう！

消費税の納税の仕組み

消費税は、消費者が負担する税金です。しかし、消費者が直接納めているわけではなく、消費者の手元に届くまでの流通過程にいる事業者が、消費税を納めています。
では、事業者はどのように消費税を納めているのでしょうか。
次の図を見ながら確認していきましょう。



① 事業者が消費税を預かる

生産者はレストランに食材を納品したときに、レストランオーナーから消費税（1,600 円）を預かります。

レストランオーナーは消費者に料理を提供したときに、消費者から消費税（5,000 円）を預かります。

② 「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて納める

生産者は、レストランオーナーから預かった消費税（1,600 円）を納めます。

レストランオーナーも消費者から預かった消費税（5,000 円）を納めるのですが、生産者に支払った消費税 1,600 円は生産者が納めるので、5,000 円から 1,600 円を差し引いた 3,400 円を納めます。

この差し引くことを「し いれ ぜ い が く こ う じ ゃ仕入税額控除」といいます。

「預かった消費税」－「支払った消費税」＝納める消費税

仕入税額控除



上の例はシンプルな計算としていますが、実際の取引は複雑なため、仕入れにあたって支払った消費税の額を計算するには手間がかかります。このため、中小事業者（※）は、事前に税務署に届出書を提出しておくことにより、支払った消費税について簡易的な計算をすることが認められています。この簡易的な計算ができる制度を「簡易課税制度」といいます。なお、インボイス制度スタート時には簡易課税制度の届出期間に関する特例が設けられています（27 ページをご覧ください）。

※ 中小事業者とは、法人の場合は前々事業年度、個人事業者の場合は前々年の売上高（消費税が非課税とされるものを除く）が 5,000 万円以下である事業者のことをいいます。

インボイスとは「正確な消費税額を次の事業者に伝える」ための手段

レストランオーナーが「仕入税額控除」をするためには、生産者に支払った消費税額がいくらなのか、税率は何%だったのか、正確に知る必要があります。

この正確な消費税額や適用税率を伝えるための手段が、インボイスなのです。